

訪問看護重要事項説明書

1. 訪問看護サービス提供地域

事業所	八木病院
所在地	福岡市東区馬出 2-21-25
事業所番号	400319293
サービス提供地域	福岡市東区, 博多区, 糟屋郡

2. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12月30日～1月3日を除く)
営業時間	平日 : 午前 8:30～午後 5:00 土曜日 : 午前 8:30～午後 1:00

時間外は、092-651-0022 に連絡下さい。

3. 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

4. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

5. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。
- (2) 利用者負担金は、月末計算の月初め現金にてお支払い頂きますようお願い致します。
- (3) 訪問において、近隣の有料駐車場を使用しなければならない際には、駐車にかかりました費用を利用者負担とさせていただき、その都度請求させていただきます。

6. キャンセル等

訪問看護サービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は事前にご連絡ください。直前の訪問のキャンセルは、キャンセル料として利用料の 10 割を請求する場合があります。

7. 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができますが、事前にお知らせください。なお、解約に伴う料金は一切かかりません。

8. 利用料

在宅患者訪問看護・指導料（1 日につき）

回数	点数
週 3 日目まで	580 点
週 4 日目まで	680 点

※ 利用者負担＝（訪問回数 × 点数） × 利用者負担割合

回数	点数
悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師	1,285 点

※ 利用者負担＝（訪問回数 × 点数） × 利用者負担割合

9. サービスに関する苦情窓口

電話	(092) 651-0022 （代表番号） 相談担当者 久富 彰
FAX	(092) 631-1919 （代表番号）

10. 緊急および事故発生の対応法

- (1) 緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。
また、登録されている緊急連絡先に連絡致します。
- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。

11. 秘密の保持

当事業所が行う訪問看護サービスにおいて、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。職員の退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

12. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問診療・訪問看護の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び、訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね毎月1回開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ② 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 虐待の防止の措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

15. ハラスメント禁止について

(1) 事業所の従業員が、利用者またはその家族に対しハラスメント行為を行った場合には、利用者は契約の解除権を有するものとします。

(2) 利用者またはその家族が、事業所の職員に対しハラスメント行為を行った場合は、契約の解除権を有するものとします。

(3) セクシャルハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。

- ①性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
- ②容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問
- ③食事やデートへの執拗な誘い
- ④抱きつき・胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触又はその要求
- ⑤キスや自身の陰部を触らせるなど性的な行為ないしその要求
- ⑥必要なく下半身を丸出しにすること
- ⑦性的な書式、写真、ビデオ等を見せつけること
- ⑧その他上記に準ずるような性的な言動

(4) 禁止されるパワーハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。

- ①叩く、殴る、つねる、ひっかく、首を絞めるなどの暴力
- ②包丁などの刃物を向ける、物を投げる、つばを吐きかける
- ③脅迫、暴言、いきなり奇声を発する
- ④名誉の棄損、人格を否定する
- ⑤正当な理由もなく一方的に怒鳴る
- ⑥高圧的な態度で接する
- ⑦気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑧サービス内容に含まれないサービスを要求する
- ⑨執拗に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等
- ⑩その他上記に準ずるようなもの

その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます